

調査報告書（公表版）

令和7年（2025年）8月29日

加東市いじめ問題対策委員会

目次

第1 当委員会が設置されるに至った経緯.....	3
第2 諮問事項.....	4
第3 調査の概要.....	4
第4 当委員会が認定した「いじめ」.....	4
第5 諮問事項2（「いじめの事実と不登校の関係の有無」）について.....	6
第6 学校の対応をめぐる評価.....	6
第7 いじめ重大事態に対する市教委の対応の問題点.....	7
第8 再発防止策について.....	9

加東市いじめ問題対策委員会

【活動期間 令和5年7月20日～令和7年8月29日】

委員長 瀬川 嘉章（弁護士）

【在任期間 令和5年7月20日～令和7年8月29日】

副委員長 天野 聖子（弁護士）

【在任期間 令和5年7月20日～令和7年8月29日】

委員 大関 達也（学識経験者）

【在任期間 令和5年7月20日～令和7年8月29日】

委員 富永 良喜（臨床心理士）

【在任期間 令和5年7月20日～令和7年8月29日】

委員 藤田 宏史（医師）

【在任期間 令和5年7月20日～令和6年10月16日】

第1 当委員会が設置されるに至った経緯

- 1 令和4年1月19日、市内中学校の生徒（被害生徒）が、所属する部活動の部員からの執拗な声かけにより苦しんできたこと、前日18日の部活動のミーティングで孤独感を感じ耐えきれなくなったと訴えた。
- 2 被害生徒は、令和4年1月19日から学校を欠席した。同年3月7日、学校と教育委員会はいじめ重大事態（いじめ防止対策推進法28条1項2号）と認め、翌8日、市教委は兵庫県教育委員会及び市長へ本事案をいじめ重大事態として調査を行うことを報告した。
- 3 市教委は、本事案の調査のため「Z中学校いじめ基本調査委員会」（基本調査委員会）を設置した。基本調査委員会の委員は警察OB、学校経営に関する専門的な知識を有する者、精神保健福祉士、学校心理士2名、人権教育に関する専門的な知識を有する者（いずれも氏名等は非公表）であった。

市教委は、既に学校がいじめに関する事実関係の調査を終えていることを前提に、①いじめとなった原因を分析して、学校が再登校支援のために対応すべきこと、②再発防止策として学校が講じていくべきこと、の2点を調査することを基本調査委員会の目的とした。基本調査委員会は、令和4年3月16日～令和5年1月25日までの間、計6回開催された。各委員会ごとの協議結果に基づく意見を踏まえ、市教委は、その都度学校に指導（及び協議）を行い、また保護者にも基本調査委員会の意見を伝え学校に指導等を行ったことを説明した。

- 4 被害生徒保護者は、代理人弁護士を通じて、令和5年4月24日付要望書により、市長あてに本事案について再調査を要望した。同要望書には、要望する理由として、本事案のいじめに関する経緯及びこれにより被害生徒が被った被害等が記載されたうえ、基本調査委員会に対する「不満」として「第三者委員会が結成されたと教育委員会は保護者に説明している。ところが第三者委員会が設置されたと言いながら、それを構成する委員の氏名も明らかにされず、同第三者委員会による本人、保護者に対する事情聴取も行われていない。」「現在、同調査

が行われているのか、どの段階まで調査が進んでいるのかも全く分からない。」

「本件は、明らかにいじめ防止対策推進法に定める重大事態であるのに、教育委員会のいう第三者委員会の調査はあまりに不十分で、本人らは不満であるので、市長部局による法に定める調査を求める」などと記載されていた。

- 5 市教委は、「加東市いじめ問題対策委員会条例」に基づき本委員会を設置し、下記第2のとおり諮問することとし、他方で基本調査委員会による調査を終えた。同委員会は、令和5年4月28日付「加東市立学校いじめ重大事案の調査報告書」（調査報告書）を作成した。

第2 諮問事項

令和5年7月20日、教育長は加東市いじめ問題対策委員会に対し、以下の事項を諮問した。

- 1 法第2条1項に規定するいじめの定義により、いじめの有無を客観的に評価認定するようお願いします。
- 2 いじめの事実と不登校の関係の有無を明らかにするようお願いします。
- 3 上記の結果を踏まえ、いじめ重大事態に対する対応の問題点について明らかにしたうえで、具体的な再発防止策を提言するようお願いします。

第3 調査の概要

当委員会は、学校の教職員、市教委関係者、被害生徒、部員である生徒、同級生などから事情をうかがい、また資料の提供を受け、調査を実施した。

第4 当委員会が認定した「いじめ」

- 1 被害生徒は部活動に参加しなかったが、体の状態に苦しみ、また部活動に参加できないことに悔しい思いでいた。被害生徒は部活動を休むことが増えた。他方で、被害生徒は、体育の授業では見学にとどめるのではなく体操服に着替えて球拾いなどできる範囲のことをして参加していた。更衣室で体操服に着替えているのを見るなどして、部員の多くが被害生徒が本当に部活動に参加できない体の状態であるのか疑問をもつようになった。

- 2 その中でも1名の生徒(加害生徒)は、被害生徒に対し下記①～⑥のとおり言ったことが認められ、いずれも「いじめ」(法2条1項)に該当する。
- ① 廊下で出会ったときなど、被害生徒に対し、部活動を休む理由を何度も訊ねた。被害生徒が、体調が良くない旨答えたが、その後も何度も、被害生徒に対し、部活動を休む理由を訊ねた。
- ② 各学級から数名ずつ参加する会議で、
- ア 「今日部活来るん。」とたずね、被害生徒が身体の状態を理由に部活動に参加しないと答えたところ、「ただのさぼりやん」と言った。
- イ 「さぼっているの。いつから(部活動に)来んの」と言い、これに対し被害生徒が「足が治ったら2週間後くらいに行くかな」と言ったが、その後2週間たっても被害生徒が部活動に参加できなかったところ、被害生徒に「さぼり」と言った。
- ③ 更衣室(部員以外の生徒もいる状況)で、体操服を着ている被害生徒に対し、「体育はできるのに部活はこうへんのんや。」と言ったことがあった。このような発言をした際、近くに部員がいたときには、部員に「こうへんのやって」と言ったことがあった。
- ④ 被害生徒に出会ったとき、部員以外の生徒がいる状況で、複数回、「さぼり」と言った。
- ⑤ 会話の中で、複数回、「お前」と言うことがあった。
- ⑥ 被害生徒が技術の授業のため体操服に着替えてクラスメートとともに廊下を移動していると、「次、体育(の授業)なん？」と被害生徒の近くにいた生徒に聞き、被害生徒が「次、技術(の授業)」と答えたことがあった。
- 3 2学期(令和3年)、複数の部員(どの生徒であるかは明確にできなかった)が、廊下やトイレで通りかかった被害生徒に対し視線を向けたり小声で何か言い合ったりしたことが複数回あったと認め、これも「いじめ」(法2条1項)に該当する。

第5 諮問事項2（「いじめの事実と不登校の関係の有無」）について

被害生徒は、本事案により心身の状態を悪くしている。本件のようないじめを受けた者全員が部活動に参加できないのみならず不登校になるとまではいえないものの、部員以外の生徒にも自分が部活動をさぼっていると誤解されているかもしれない状況であること、また学校生活において部員と会ってしまうことは避けられないことからすれば、本件のようないじめを受けた者が部活動のみならず学校に行きたくないと思ひ、不登校となることは考えられることである。したがって、上記第4の「いじめの事実」と被害生徒の不登校との間には関係が有り、30日以上欠席があるため重大事態といえる。

第6 学校の対応をめぐる評価

- 1 学校は、令和4年1月19日に被害生徒の訴えを聞いた直後から、校長、学年教諭、顧問教諭、生徒指導担当教諭、SC等で本事案に対応する体制をとり、頻繁にケース会議を実施して本事案の対応にあたってきた。学校が、被害生徒が登校できる環境をつくり被害生徒の登校を支援するため、被害生徒側の要望を聞き、SSWや被害生徒の主治医からも助言を受けるなどして、本事案の対応にあたってきたことは積極的な評価ができる。
- 2 学校は、いじめ認知直後に、部員から、部員の多くが被害生徒が本当に部活動に参加できない体の状態であるのか疑問をもつようになっていたこと（上記第3の1）のほか、部員の1名が被害生徒から嫌なことをされたと感じておりこれを他の部員に話したこと、被害生徒が他の部員のことを「気に入らない」と言ったという話が部員に伝わっていたことを聞き取ったが、被害生徒の精神状態を考慮し被害生徒、被害生徒の保護者に正確には伝えなかった。

学校は、その時点で伝えることはできなくとも、適切な時期に被害生徒の保護者には聴き取った内容を正確に伝え、本件の背景事情として共有することはできたと思われる。被害生徒の保護者との間で情報共有をしていれば、被害生徒の様子を見ながら、いずれかの段階で被害生徒の保護者が被害生徒にも伝えるこ

とができていたと考えられる。正確な情報を伝えられなかった結果、被害生徒は加害生徒、部員の言動の背景を知ることすらできず、苦しみ続けた。

- 3 学校は被害生徒・保護者と加害生徒・保護者の直接面談の機会をもうけた。学校は、事前に、被害生徒と加害生徒同士を立ち合わせて言い分が異なる点を確認するのが妥当という考えをもっていたが、実際にはこれができなかった。

面談の冒頭に被害生徒が認識する被害の内容が加害生徒側に伝えられたが、加害生徒は一方的な言い分を突き付けられたと不満を抱きこれを口にして被害生徒の言い分を一部否定したことなどから、被害生徒は真摯な謝罪を受けられなかったと不満を抱いた。

- 4 学校は、上記面談の後、被害生徒の言い分を加害生徒に整理して伝え、認める部分については改めてどのような意図で言ったのか、どういえば良かったのかなどを考えさせて、被害生徒側に伝えることをしていない。被害生徒は、加害生徒がどの点を否定しているのか判らず、また加害生徒がどのように思っているのか分からず、苦しんだ。

また上記1の本件の背景事情について、学校は部員からの聴き取りにより本件の端緒として把握していたが、その後調査を行っていない。学校は、背景事情を把握したうえで、生徒らが相互の立場を認め合い、安心して生活できるよう支援すべきであった。

第7 いじめ重大事態に対する市教委の対応の問題点

- 1 第1の「要望書」の記載内容を踏まえ、ア市教委が事実調査を「基本調査委員会」の目的としなかった点、イ「基本調査委員会」を「第三者」で構成しなかった点、ウ「基本調査委員会」がとりまとめた加東市立学校いじめ重大事案の調査報告書の内容を被害生徒、その保護者らに説明しなかった点を検討した。

2 アについて、既に学校による調査により概ね被害生徒が主張するとおりの事実経過が認められることが判明した状況であり、また被害生徒の再登校支援等が喫緊の課題となっている状況であった。

市教委が、再登校支援等への対応に重きを置き、①いじめになった原因を分析して学校が被害生徒の再登校支援のために対応すべきこと、②再発防止策として学校が講じていくべきことを目的としたが、当時の判断としては一つの合理的な判断であったといえる。

イについて、市教委は、「基本調査委員会」の構成員を市教委主体の構成員としたが、学校職員を構成員とせず中立性には配慮を行っているうえ、上記①②を目的とした調査を行い得る知見を有する者を構成員としており、当時の判断としては一つの合理的な判断であったといえる。

もともと、被害生徒側は、令和4年6月20日には、いじめの事実関係について調査を求めている。このような状況を踏まえれば、市教委は、事実調査をも目的とした組織（その構成員は「第三者」で弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者が望ましい）を設け、本件のいじめに関する事実を調査すべきであったといえる。上記第1のとおり市教委は、令和5年4月24日付書面にて代理人を通じて市長に対し「第三者委員会」による再調査を求めたことを受けて、基本調査委員会の調査を中断して追加調査をするため当委員会を組織するに至っているが、これは遅きに失する。

3 ウについて、令和5年4月28日、基本調査委員会は「加東市立学校いじめ重大事案の調査報告書」を作成し市教委に提出したが、その内容を被害生徒、その保護者に説明していない。同報告書には各委員会の開催後に被害生徒の保護者に報告がなされていない内容も含まれる。法第28条2項により、市教委は、調査報告書の内容について、被害生徒、その保護者に報告を行うべきである。

第8 再発防止策について

- 1 学校だけで事実確認の調査をすることには、時間や労力の面で限界がある。学校はすでに、加東市教育委員会、基本調査委員会をはじめ、主治医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して本事案に対応している。しかしそれでもなお、特定の教職員に多大な負担がかかっていたことは否定できない。いじめの未然防止、早期発見・早期対処、再発防止の観点から、生徒、保護者、地域住民及び外部機関との連携・協働を一層促進していく必要がある。例えば、生徒同士の支え合いを重視した「ピア・サポート」や学校間の協働によるサミット（「寝屋川市中学生サミット」、「スマホサミット」、「ティーンズ・オンライン・ジャパン」など）は、いじめ問題を含む学校の様々な問題に生徒主体で取り組む活動であり、それを教職員や大人が支援していく実践である。そのような生徒同士のネットワークを基盤としながら、校長、教職員、保護者、地域住民及び外部機関との間でコミュニティを形成することができれば、いじめを、いじめた生徒といじめられた生徒との間だけの個人的な問題として捉えるのではなく、学校や社会を構成するすべての人々の問題として捉えることが可能になる。そうなれば、いじめを傍観したり、見て見ぬふりをしたり、いじめに無関心であることがどんな生徒にとっても許される行為ではなくなる。生徒同士ではいじめを抑止したり、制止・仲裁したりする可能性が開かれてくる。また、保護者同士でも、自分の子どもの異変に気づけば、他の保護者と声を掛け合ったり、問題解決のために知恵を出し合ったりする可能性も開かれてくる。
- 2 本件では、被害生徒が登校しやすくするため、被害生徒と他の部員が会うことがないようにクラス配置を含め様々な対応を卒業するまで続けた。これにより部員は、制約のある学校生活を送ることになった。

学校は、被害生徒の「安全」を確認した後は、被害生徒の自己決定を尊重しながら接触等をした場合のストレス反応を少しずつ軽減・コントロールできる

ように応援し、学校にいじめをした生徒がいて同生徒と出くわすことがあるような状況でも安定した学校生活を送っていただけるような支援も検討すべきである。

- 3 学校は、本件事案が発生する前から紙を用いて記名式のアンケートを実施していた。質問項目はストレス要因となる出来事の有無を尋ねるものであった。被害生徒は、本事案について回答をしていなかった。

アンケート実施方法としては、回答内容を知られるおそれがない方法の採用（例えば、タブレットの利用）、ストレス要因となる出来事ではなくストレス反応の有無を尋ねるなどの工夫が考えられる。

- 4 いじめ防止のためには、道徳の授業でいじめはいかなる理由があっても許されないとの道徳的価値を理解させるだけでなく、他者の行為について疑問に思った時に、適切な行為（言い方）を育むことが必要である。言い方には「非主張（我慢）・攻撃・アサーション（自他尊重の言い方）」がある。小学校低学年から寸劇（役割演技）による3つの言い方の体験的な学習により、自分の言い方の特徴に気づき、どのような言い方を心がけたいかを考える学ぶことが必要である。しかし、内面と行為（体験的な学習など）の往還授業は十分行われていない。

一方、保健の「心の健康」授業は小学5年と中学1年の計7時間しかなく保健の授業でも体験的な学習は十分に行われていない。保健の教科書には、嫌なことを言われた時の我慢対処がストレス反応を持続させることや、いじめ・暴力・災害による心身の打撃から回復する方法について、十分に取り上げられていない。それゆえ、いじめ防止のための教育政策では、これらの点の改善が望まれる。